

## 豊川市いじめ防止基本方針策定について

豊川市総合教育会議 資料  
平成28年3月8日（火）

## 1 市のいじめ防止基本方針策定に向けて

## (1) 経過

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成25年10月11日）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定（平成25年度内に市内全校で策定済み）
- ・愛知県いじめ防止基本方針（平成26年9月）

## (2) 今後の予定

- ア 豊川市いじめ防止基本方針の内容検討
- イ 豊川市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の設置
- ウ 豊川市いじめ問題専門委員会（仮称）（教育委員会の附属機関）の設置
- エ 地方公共団体の長の附属機関

※上記のものについては、条例化しない方向で検討を進めたい。

※校長会役員会等との連絡・調整、他課との調整、予算措置なども考慮し、スケジュールの作成を行ない、28年度中に豊川市いじめ防止基本方針を策定する。

## 【資料】いじめ防止等のための基本的な方針（抜粋）

## 2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

## (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等

①基本方針の策定「…策定するよう努める」（第12条）

②組織等の設置

いじめ問題対策連絡協議会「…設置することができる」（第14条第1項）

教育委員会の附属機関「…設置することができる」（第14条第3項）

設置者又は学校「重大事態に係る…調査を行う」（第28条）

地方公共団体の長の附属機関「…調査を行うことができる」（第29～32条第2項）

## (2) 地方いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針を参考に、条例などの形で地域基本方針を定めることが望ましい

## (3) いじめ問題対策連絡協議会の設置

設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する

## (4) 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要

## (5) 地方公共団体が実施すべき施策

## ①地方公共団体として実施すべき施策

- ・財政上の措置、人的体制の整備等
- ・通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- ・関係機関、学校、家庭、地域社会間の連携強化 民間団体の支援
- ・保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置
- ・教職員の研修 相談に応じる者の確保 派遣される者の確保
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備
- ・対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及
- ・相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動
- ・学校相互間の連携協力体制を整備
- ・学校における取組の点検・充実

- ・学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築
- ・重大事態への対処
- ②学校の設置者として実施すべき施策
  - ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
  - ・いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
  - ・児童生徒に対する定期的な調査
  - ・いじめに係る相談を行うことができる体制を整備
  - ・教職員の研修の実施 資質能力の向上に必要な措置
  - ・インターネットを通じて行われるいじめに対処する啓発活動
  - ・いじめに対する措置
  - ・重大事態への対処
  - ・出席停止の手続き
  - ・学校評価、教員評価への指導・助言
  - ・学校運営改善の支援

## 2 取組状況に関する調査より（平成 27 年 10 月時点）

### （1）「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数（市町村）

	策定済み		策定に向けて 検討中		策定するか どうか検討中		策定しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
全 国	1,218	69.8%	412	23.6%	115	6.6%	0	0.0%
愛知県	20	37.0%	34	63.0%	0	0.0%	0	0.0%

### （2）「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数（市町村）

	条例による 設置		条例によらない 設置		設置に向けて 検討中		設置するか どうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
全 国	460	26.4%	544	31.2%	479	27.4%	199	11.4%	63	3.6%
愛知県	12	22.2%	13	24.1%	29	53.7%	0	0.0%	0	0.0%

### （3）教育委員会の附属機関（市町村）

	設置済み		設置に向けて 検討中		設置するか どうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
全 国	704	40.4%	553	31.8%	368	21.1%	116	6.7%
愛知県	12	22.2%	33	61.1%	9	16.7%	0	0.0%

### （4）地方公共団体の長の附属機関（市町村）

	設置済み		設置に向けて 検討中		設置するか どうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
全 国	550	31.6%	532	30.6%	543	31.2%	113	6.5%
愛知県	10	18.5%	23	42.6%	21	38.9%	0	0.0%

(5) 近隣市の状況

豊橋市：28年度内に策定するよう調整中 条例化しない方向で

蒲郡市：策定中

田原市：策定済み 附属機関として条例なし

新城市：策定済み 附属機関として条例あり

3 豊川市の実態（平成27年12月現在）

(1) いじめの認知

区分	学校総数	認知した学校	認知件数
小学校	26	23	69
中学校	10	10	39
計	36	33	108

(2) いじめの現在の状況

区分	解消している	一定の解消が図られたが継続支援中	解消に向けて取り組み中	他校への転学	解消率
小学校	38	19	12	0	82.6%
中学校	17	17	5	0	87.1%
計	55	36	17	0	84.2%

(3) 不登校児童生徒の状況

区分	4月から累積して登校できなかつた日が30日以上となった児童生徒数	平成26年度指導の結果登校できるようになった児童生徒の割合(%)
小学校	47	15
中学校	177	33
計	224	29.6

(4) 暴力行為の発生状況

区分	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損	合計
小学校	3	25	0	3	31
中学校	0	3	1	4	8
計	3	28	1	7	39

## いじめ防止対策推進法（概要）

### 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。  
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。  
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 五 雑則

- 1 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。